

# 笑顔大好き

発行者：常井洋治  
〒319-0205 笠間市押辺1745  
TEL.0299-45-6818  
FAX.0299-45-0818



▲私が提案した「茨城県食と農を守るための条例」が議員提案条例として制定されました。県政報告会を開催して、その条例の趣旨を皆さんに報告しました。当日は、東京大学大学院 鈴木宣弘教授による「食料安全保障を実現するために」と題した特別講演も開催しました(写真右)。さながら「真夏の勉強会」となりましたが、満席の皆さんとともに、食料安全保障の危機感と命を育む農業の大事さを共有できました。(令和6年8月4日)

## TOPIC① 「議員提案条例制定の手引」を作成!

私、常井洋治は、県議会議長就任時、議会改革に尽力し、その結果、「議会改革度調査2021」(早稲田大学マニユフェスト研究所)において、本県議会は47都道府県議会の中で第1位となり、現在まで3年連続で1位となっています。

議員提案条例への取り組みも評価されたものです。本県の議員提案条例制定数は28本(令和6年10月時点)であり、全国でもトップクラスの制定数を誇ります。私、常井洋治は、これら条例の多くについて、提案や制定に際し、積極的に携わってまいりました。

この度、私はその経験を生かし、主に議員が議員提案条例の重要性について認識を深めるとともに、積極的に取り組むための参考書となるよう、標記冊子(104ページ)を作成いたしました。

「条例とは何か」という基本から、議員提案条例の提案から制定までの流れ、そして本県の議員提案条例について、制定までの経緯、内容や成果、その時の思い等を含め紹介しております。(笠間市議会にも贈呈しました。)



## TOPIC② 令和6年度9月県一般会計補正予算を可決

令和6年第3回定例会は、9月4日から10月1日までの28日間開かれ、補正予算等30件の議案などが可決、同意、承認、採択されました。

### 令和6年度9月県一般会計補正予算を可決

◎補正予算 **77億65百万円**  
◎補正後予算 **1兆2,601億78百万円**

#### 主な事業

(1)多様な人材の活用や生産性向上に向けた取組 **595百万円**  
・外国人材活躍促進事業 7百万円  
・外国人患者受入環境整備推進事業 10百万円

・介護施設・障害者施設等生産性向上推進事業 245百万円  
・地域医療勤務環境改善体制整備事業 333百万円  
(2)安心して暮らせる社会基盤の強化 **7,138百万円**  
・田んぼダム促進緊急対策事業 136百万円  
・国補公共事業 6,942百万円  
・アフリカ豚熱緊急防疫対策事業 19百万円  
・特定交通安全施設整備事業 41百万円  
(3)県政の諸課題への対応 **32百万円**  
・いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業 18百万円  
・難病審査会事業 14百万円

## TOPIC③

## 他議員の一般質問から

令和6年9月17日の金子敏明議員（かすみがうら市選出 無所属）の一般質問が、県の医療体制に関する内容であり、非常に重要なものであったため、その概要を紹介します。

## ●水戸保健医療圏のフラッグシップホスピタル構想と県立病院の担うべき役割

※フラッグシップホスピタル…高度医療の提供、医師への教育などの機能を有する中核的な病院。

**水戸保健医療圏6病院の再編統合についてのビジョン、その中で県立病院の担う役割はどのようなものか。**（常井コメント：県立病院は、本県唯一の県立総合病院である「県立中央病院」を指す。）

### 大井川知事による答弁（要旨）

- 第8次茨城県保健医療計画では、水戸保健医療圏の6病院を対象とした、再編統合や高度急性期医療を担うフラッグシップホスピタルの整備などについて関係機関と連携しながら、検討していくとしたところである。
- 同計画では県内を3圏域に分けた医療提供圏域を設定。より広域的な視点から高度医療の機能集約化や医療機関の役割分担、連携の強化を推進することとしている。

#### （注）二次保健医療圏（9圏域）

地理的条件、日常生活の需要の充足状況、交通事情等を考慮し、病院及び診療所における入院に係る医療提供体制の確保を図る区域

#### 医療提供圏域（3圏域）

今後のさらなる人口減少・少子高齢化を見据え、二次保健医療圏では十分な医療サービスが提供できないことが想定されることから、地域の実情を踏まえ、より適切に連携することを目的として、茨城県が独自に設定。

主に高度医療に係る機能の集約化・役割分担の明確化をより強力に推進する。

- 救急や小児、周産期などの高度医療について広域的に担うことのできるフラッグシップホスピタルを整備し、その機能を補完する病院との連携により、将来的に持続可能な医療提供体制を構築していきたい。
- 県立病院もフラッグシップホスピタルの整備に向けた再編の議論に積極的に参画し、県央・県北地域の最後の砦として、再編後の医療提供体制の一翼を担えるよう検討を進めていく。

## ●緊急性がない救急車利用「選定療養費」の徴収－県立中央病院7,700円など－

※選定療養費…紹介状を持たずに一般病床数200床以上の大病院を受診する場合、一定の負担を患者に求めるもの。一定の負担は筑波大学附属病院が13,200円、総合病院土浦協同病院、筑波メディカル病院は11,000円、白十字総合病院は1,100円、その他は7,700円。笠間市近郊では、県立中央病院（475床）、水戸医療センター（500床）、水戸済生会総合病院（432床）などが該当し7,700円を徴収。

**緊急性がない救急車利用の「選定療養費」徴収について、方針検討の過程はどのようなものだったのか。また、統一的な基準作りなどについてどのように考えるのか。**

### 丸山保健医療部長による答弁（要旨）

- 県では緊急性が認められない救急搬送患者（救急搬送したが、病院が緊急性がないと認定した場合）からの「選定療養費」の徴収に向け、厚労省など関係機関と協議し、了承を得た。12月1日をめどに運用開始できるよう準備している。
- 選定医療費の取扱いに係る統一的な運用基準については、県医師会の救急担当役員や徴収対象医療機関の救急医などが検討会を行い、救急車要請時の緊急性を判断するための具体例などについて協議を行っている。
- 運用開始以降も定期的に関係機関と検証を行いながら、適切に運用できるよう見直しを行っている。
- 医療提供体制については、「医療提供圏域」を設定し、より広域的な視点から、必要な体制整備を検討していく。
- 県としては、県民に対し、#7119、#8000の利用や救急医療機関の適正受診をお願いした上で、救急搬送における選定療養費の取扱いについて県民へ丁寧に周知啓発を行い、真に救急医療が必要な方に医療を提供できる体制を確保していく。

### （参考）保健福祉医療委員会から（R6年10月11日）

「救急搬送における選定療養費の取扱いに係る統一的なガイドライン(案)」が執行部から示された。(12月2日から開始予定)

【救急車要請時の緊急性が認められない可能性がある主な事例】(上記ガイドラインから抜粋)

- ◆明らかに緊急性が認められない症状 ①軽度の切り傷のみ ②軽度の擦過傷のみ
  - ◆緊急性が低い症状 ※ただし、診断の結果、別の疾患の兆候である可能性を否定できず、評価が難しいケースや判断に迷うケースである場合は、緊急性が認められるものとして差し支えない
  - ①微熱(37.4℃以下)のみ ②虫刺創部の発赤、痛みのみで、全身のショック症状は無い ③風邪の症状のみ ④打撲のみ
  - ⑤慢性的又は数日前からの歯痛 ⑥慢性的又は数日前からの腰痛 ⑦便秘のみ ⑧何日も前から症状が続いていて特に悪化したわけではない ⑨不定愁訴(漠然とした体調不良などを訴えるが、検査しても異常が見つからない状態)のみ ⑩眠れないのみ
- (常井コメント:私に、今回の措置が不安だとの声が寄せられましたので、執行部に適切な基準作成を求めてまいりました。)

## TOPIC④

# 県議会県有施設・県出資団体等調査特別委員会 での委員外の質問と意見の開陳(要約)

## 笠間栗ファクトリー(株)について(令和6年9月3日)

私は笠間市選出の議員であり、地元の問題であるが、県財政再建に心魂込めて立ち向かってきた議員の一人として委員外の質問に立ち、意見の開陳を行った。

□ : 意見の開陳 □ : 質問

### 【県出資団体数について】

- 平成22年の出資団体等調査特別委員会は、本県財政の健全化のため、県出資団体数の削減目標を平成29年までに、概ね30団体程度にする数値目標を設定する提言をした。笠間栗ファクトリーに県が3,500万円出資する(令和6年県議会第1回定例会で議決)前までは、32団体であった。
- 新たな出資団体数を増やすことは、議会の提言に逆行するもので納得できない。しかも、追加出資は、前例がないものである。



### 【今回の出資について】

**常井委員** 今回の出資は、どのような過程で政策決定に至ったのか。

**鴨川農林水産部長** 今まで栗の原料供給のみであった本県が加工まで行って付加価値をつけるという意味で重要な役割を果たす同社に出資することを担当課で提案して決まった。

**常井委員** 出資の背景として、同社の財務状況の悪化があったと、出資後の農林水産委員会であぶり出されてきた。つまり、財務の窮状への県のテコ入れが主眼であったのではないかと他の委員からも指摘があった。県議会への説明では、県内産栗の売値の構造的改善のためとの一点張りだった。財務状況の説明は全く無かった。

そのような不十分な説明を前提にした県議会での議決(出資についての議決)は、瑕疵(きず)があるものであり、私は出資の引き揚げ(出資金を県に返還する措置)をすべきと思う。

**鴨川農林水産部長** 茨城県の栗をブランド化するという目的に向かって、同社の運営が良好にできるよう経営支援、技術支援に関わっていきたい。

### 〈とこい洋治コメント〉

同社設立準備協議会の協定締結において、「笠間の栗の生産・加工振興、品質の向上とブランドの確立、生産者の所得向上」を目的としたが、県農林水産部長答弁では、「茨城県の栗」(県内産栗)のブランド化と本来の目的から変わってしまった。

### 【県職員の派遣について】

- 出資に伴い、現職の県職員2名を同社へ派遣(非常勤で兼務)したが、県が給与を全額負担するものであり、同社への人と金銭の二重の供与になってしまう。恐らく、近い将来の天下り(社長などの役員)の温床になってしまう。

### 【栗ファクトリーの運営について】

- 笠間市が主導して設立した第3セクターである同社の運営責任は笠間市が担うべきである。
- 市町村が設立した第3セクターの財政面の窮状に対し、県が出資など財政的な援助をすることになったら、県財政に多大な悪影響が及ぶことになり、県民の理解は得られない。

### 〈とこい洋治コメント〉

平成22年に、県は財政的破綻も予想される1,890億円という巨額の将来負担額が判明し、人と金の無駄を省くために県出資団体の削減に取り組んできた。議会の提言に沿って、執行部も同じ認識で対応してきた。今回の出資は、それ以来、初めての団体数増加の事例であり、丁寧な説明と両者のコンセンサスが必要だったと思うが、執行部の議会への不十分な説明で増加を図ってしまったことは、県財政健全化を進めるうえで納得できないものである。

そのうえで、県出資後の今となっては、笠間市産の栗のブランド価値を守り育てていくことを関係者に望みたい。

同社での加工品のペースト製造の過程で、笠間市産の栗と県内他地域産の栗を混ぜるようなことは、絶対にあってはならないという点については、同社社長(山口伸樹市長)と意見の一致をみた。(R6.9.25)

### ◆参考 笠間栗ファクトリー(株)(代表取締役社長 山口伸樹氏)の資本金と出資額

○県出資後の資本金	110,000千円
○出資額	
笠間市	35,000千円(32%)
茨城県	35,000千円(32%)
JR東日本	30,000千円(27%)
JA常陸	10,000千円(9%)



営業戦略農林水産委員会の質疑要約 (R6.9.19)

- 石岡台地土地改良区に対する県の多額の債権放棄の責任を問う。
- 県とJAが一体となって農業の若い担い手の育成を図るべきだ。

**常井委員** 今回の議案で約7億8,000万円を債権放棄する石岡台地土地改良区について、事業開始から50数年経過しているが、畑地の整備が目標の6%しか達成できていない。全体として無責任な体制となっており、土地改良区や県、石岡台地土地改良事業推進協議会に、危機感がなかったのではないかと。県の責任という観点から、全く反省する余地はなかったのか。

**倉持農地整備課長** 畑の整備については、県と関係市町と土地改良区が一体になって推進してきたところだが、なかなか成果が出なかった。一生懸命やってきたところで、このような結果となってしまったが、今後も畑の整備に取り組んでいきたいと考えている。

**常井委員** 組織の人員の入れ替わり、時代背景の変化などの要因はあったのかもしれないが、それにしても整備を進める気があったとは思えない。途中で見切りをつけるべきだったのではないかと。債権放棄する額が7億7,830万5,000円というのは、県住宅供給公社など別格の案件を除けば、私の知る限り県の債権放棄額では最大だ。当該土地改良区の歴代理事長の責任を認めた上で、少しでも返済してもらわないと県民は納得しないのではないかと。

**倉持農地整備課長** 理事長の責任については、当該土地改良区において今後議論されると考えており、現在のところ県が答える立場にはない。

**常井委員** 当該土地改良区の体質改善や組織の見直しの必要性などを含め、責任を明確にし、将来へどのように繋げていくかを考える必要があると思う。今回の債権放棄に

よって、当該土地改良区が健全な方向に向かうことを確約できるのか。

**倉持農地整備課長** 今後、当該土地改良区の組織体制の見直しは必然と考えている。また、過大な規模となっている老朽化した水利施設は、今後適正な受益面積に合った施設に更新されることとなり、更新費用の抑制のみではなく、将来の維持管理費の削減にも繋がっていくことを期待している。当該土地改良区の運営指導についても、県として積極的に関わっていきたいと考えている。

**常井委員** これだけ大変な思いをしているので、期待とか指導というやわらかい言葉ではなく、本腰を入れて取り組んでいかなければならない。期待している。

**常井委員** 食料安全保障の観点から、若い担い手の育成は大変重要であり、県にはJAと一体になって育成に力を入れていただきたい。また、(県立の)農業大学校や、鯉淵学園など民間の農業専修学校での実践者育成にも力を入れてほしい。「食と農を守る条例」を踏まえ、農林水産部がどのように変わり、どのような点に注力していくのか、その一例として、若い担い手の育成に関する所見を伺う。

**谷口農業技術課長** 担い手の育成は大変重要であると考えられる。現在、農業法人が増加し、そこへの雇用就農が増加しており、即戦力となる卒業生を輩出していくことは、農業大学校を初めとする専修学校にとって重要であると考えている。県内の農業関係の専修学校と、担い手育成について検討し、卒業生に茨城県で就農してもらえよう今後の方向性を考えていきたい。

**常井委員** JAの協力も得て、力を入れて進めて欲しい。



▲営業戦略農林水産委員会での質疑の様子。

とこい洋治が見つけた地元の元気!



▲笠間市在住の洋画家 町田博文先生(右から2人目)が、栄えある日本芸術院賞を受賞された。祝賀会にて、町田先生ご夫妻と。(R6年7月)



▲茨城県ボディビル・フィットネス連盟(私が会長)主催のメンズフィジーク選手権大会が笠間市で開催された。鍛えた肉体美を披露してくれた。(R6年8月)



▲伝統のある第25回友部近郊少年野球大会には、16チームが参加した。大谷翔平選手の50-50が決まった直後の大会で、みんなも元気のいいプレイをしていた。(R6年9月)

HPアドレス●<http://business2.plala.or.jp/tokoiy>をぜひご覧ください。フェイスブックもどうぞご覧ください。皆様のご意見をお待ちしています。

